

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十五条の二第一項  
第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年金融庁告示第二十号）

改 正 案

現 行

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第  
五十一条の二第二項に規定する農業協同組合法第十五条の二第一項  
第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を  
加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための  
基準（平成十八年金融庁告示第二号）第二条の算式における自  
己資本の額とする。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第  
五十一条の二第二項に規定する農業協同組合法第十五条の二第一項  
第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を  
加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための  
基準（平成十八年三月二十八日金融庁告示第二号）第四条第一  
項に規定する基本的項目の額とする。